

過疎地域「小さな拠点づくり」生活機能維持・確保推進事業補助金 交付要綱

制 定：令和2年3月17日付けしま暮第559号

一部改正：令和3年3月31日付け中離振第278号

一部改正：令和4年3月30日付け中離振第315号

(趣旨)

第1条 県の交付する過疎地域「小さな拠点づくり」生活機能維持・確保推進事業補助金（以下「補助金」という。）については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下規則という。）及び「小さな拠点づくり」生活機能維持・確保推進事業実施要綱（令和2年3月17日付けしま暮第559号。以下「実施要綱」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的等)

第2条 県は、「小さな拠点づくり」生活機能維持・確保推進事業の実施により、「小さな拠点づくり」を推進し、生活機能の確保に取り組む市町村に対して支援を行うため、実施要綱第3条に規定する支援対象事業を行う市町村に対して、支援対象事業を実施した翌年度に予算の範囲内で補助金を交付する。

(支援対象事業、交付額等)

第3条 補助金による支援の対象とする事業（以下「支援対象事業」という。）は、実施要綱第3条の支援対象事業とし、支援対象事業の内容、要件、支援対象経費等については、同条の規定による。

2 交付対象者、交付対象となる地区及び交付額については別表のとおりとし、交付額の算定に当たり千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする市町村は、支援対象事業実施の翌年度5月末日までに、様式第1号による交付申請書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第5条 知事は、補助金の交付決定を受けた市町村（以下「交付決定市町村」という。）から様式第2号による請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

2 補助金は、原則として、支援対象事業実施の翌年度7月末日までに交付する。

(財産処分の制限等)

第6条 交付決定市町村は、規則第13条第1項に規定する知事の承認を受けようとする場合には、様式第3号による財産処分承認申請書を提出するものとする。

- 2 取得財産のうち、規則第13条第1項第4号の規定により知事が指定するものは、取得価格又は効用の増加価格が50万円を超えるものとする。
- 3 規則第13条第2項の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

（支援対象事業の経理）

第7条 交付決定市町村は、支援対象事業の経理について、支援対象事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を支援対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から5年の間保存しておかなければならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。